

西宮市いじめ防止等対策委員会の傍聴に関する取扱い

(目的)

第1条 この取扱いは、西宮市いじめ防止等対策委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

(傍聴の手続き)

第2条 委員会を傍聴しようとする者は、自己の氏名、年齢及び住所を傍聴受付簿に記入しなければならない。

(傍聴することができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員会を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険な物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、委員会を妨害する又は人に迷惑を及ぼすおそれが顕著に認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、次の各号を守らなければならない。

- (1) 議事に批判をする又は賛否を表明しないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) 鉢巻き、たすきその他これらに類する物を身に付ける等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 委員長の許可なく撮影又は録音をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、委員会の妨害となるような行為をしないこと。

(違反に対する措置)

第5条 委員長は、傍聴人が前条各号のいずれかに違反したときは、その者に対して退場を命じることができる。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、前条の規定に基づいて委員長に退場を命じられたとき又は委員会が非公開とされたときは、直ちに退場しなければならない。

(補 則)

第7条 傍聴人は、この取扱いに定めるもののほか、委員会の傍聴について委員長の指示に従わなければならない。

付 則

この取扱いは、平成27年2月1日から施行する。